

經濟論叢

第九十七卷 第一號

穂積文雄教授記念號

献 辞	岸本英太郎	
日露戦争・第1次大戦間の日本経済	堀江保藏	1
社会思想一論	出口勇藏	22
トマス・モア『ユートピア』分析の視角	伊達功	39
島の農業について一覚書	野木稔郎	57
歴史における為政者の役割について	伊藤幸一	75
王安石新法の貨幣的側面	桑田幸三	92
イギリス労働組合運動における1889年	前川嘉一	110
ロックの道德哲学と教育思想	平井俊彦	127

穂積文雄 教授 略歴・著作目録

昭和四十一年一月

京都大學經濟學會

王安石新法の貨幣的側面

—主として宋史より—

桑 田 幸 三

は し が き

11世紀後半の中国、北宋朝の末期に近い頃、神宗(1048—1085)・王安石(1021—1086)¹⁾を中軸とする、いわゆる新法派によって展開せられた政治改革は、神宗の早逝に遭うて、あえなくも挫折してしまっただ。しかし、それが中国の歴史に巨大な足跡を遺したことは誰しも否めない所であろう。歴史上のこの時点で「新法」が登場したのはなぜか、われわれは当時の政治・社会・経済の動きの中にそれを見出すことができる。

中世の中国社会を支配した貴族階級は、唐末五代の混乱時代に、その経済的基盤を攪乱され、安史の乱以来抬頭してきた武人——節度使により代表せられる——の勢力によって、完全にその地位を奪われた。この新興勢力から興起した宋の太祖は、前車の轍を踏まないように、中央集権的な独裁政治機構を築き上げることに腐心した。すなわち、隋唐以来の科挙の制度を改革して、これを天子に直結する様にし、中央地方の行政機構も天子独裁を可能ならしめるように改造し、兵制の面でも、唐の中葉以来の募兵制度を助長して、兵権を天子自ら掌握する様にした。こうして鞏固な独裁体制を樹立することに成功したのであるが、わずか半世紀たつたか、たたぬかに、早くも政治的統制力の弛緩を生じ

1) 神宗 趙頊 宋の第6代皇帝 在位18年1068年—85年(20才—38才)、年号は熙寧と元豊の2、宋史、14-6巻。王安石 宋、臨川の人。字は介甫、号は半山、諡は文。進士。神宗の時、宰相となり新法を興す。熙寧7年(1075年)職を辞し、江寧府の知、左僕射、鎮南軍節度使などを歴任。荆国公に封ぜらる。哲宗の元祐1年(1086年)卒、年68。詩文を能くし唐宋八大家の一に数えられる。その経を解するに斬新の説となし新義と号す。著、周官新義・臨川集・唐百家詩選あり。宋史、327。佐伯富「王安石」；清水茂「王安石」(中国詩人選集)、など参照。

た。独裁政治を執行維持するための官僚・軍隊の組織は、やたらに膨張し、官吏の俸禄・軍隊の手当等の經常的歳出が財政を圧迫した。その上、上下に奢侈の風を生じたことも、財政に大きな負担をかけた。たとえば、真宗²⁾は天書降下に託し泰山に封禪の儀³⁾を行ない、仁宗⁴⁾は道家の法により1歳に冥に49回の齋醮⁵⁾を行ない、また宗室の費は百官の俸禄に過ぎるといわれる程であった。これらは絶対的な独裁政治の弊害といえるが、さらに加えて国際関係の緊張にもとづく経費が莫大となった。主要なものは西夏と交戦の軍費、契丹・西夏への歳幣などである。内政の不整、外交の不振、それらの現象形態ともいうべき財政の窮乏⁶⁾、これが当時の政治上の重要課題であった。財政収入の面をみると主要なものとしては、土地の税、人口の税、物品の税の3種が挙げられる。当時の経済の基調が農業にあったことは、今更いうまでもないが、荘園的な形で土地私有が確立するにつれて、地主層の勢力が強大となり、小作農民を圧迫し、ひいては、国庫の土地税収入に影響を与えてきた。他方、宋初の安定期に急激に発達した各都市の商人は、商事活動の活潑化、貨幣経済の盛行につれて、漸次勢力を拡大してきた。商人階層の政治的・社会的地位が向上するとともに、商人間の競争も激化し、大商人が隠然たる勢力を持つようになった。総じて貧富の差が大きくなり、社会の中間階層が弱体化したことが認められる。

この様な内政・外交の事情、社会・経済の動きが、内政改革を促し導いたわけである。年少気鋭の神宗は、新進政治家王安石に全幅の信頼を寄せ、もろもろの改革を断行した。

2) 趙恒 宋の3代皇帝 在位25年998—1022年、年号5、咸平・景德・大中祥符・天禧・乾興。宋史、6-8巻。

3) 封禪は天子が行なう祭。封は土を盛って壇を造り天を祭ること、禪は地を払って山川を祭ること。後世ただ人主が國威を中外に誇示するためにこの儀式を行なうようになった。

4) 趙禎 宋の第4代皇帝 在位41年 1023年—63年 年号9、天聖・明道・景祐・宝元・康定・慶曆・皇祐・至和・嘉祐。宋史、9-12巻。

5) 齋醮 道士が祭壇を設けて祈禱すること。

6) 宋史、179巻、食貨、下—會計、によれば、治平2年(1065年)の歳入歳出はつぎのとおり。

歳入 1億1613万8405。

歳出 1億2034万3174。

非常歳出 1152万1278。(単位石・緡・匹・兩)

周知のように、新法の内容は経済政策的なものほかに、軍政的なもの、教育・選挙に関するものなどを含む、多面的・総合的な施策である。宋史食貨志⁷⁾をひもとけば、農田・水田、常平義倉、役法、市易、均輸などの各巻に新法の内容を見ることができる。これらの個々の政策については、古米東西多数の学者によって、研究がなされ、いろいろ批判も行なわれ、「新法」については論議が尽された観さえある。

しかし、私は宋史食貨志の錢幣および会子の巻を一読して、大きな興味を覚えた。もちろん、宋代の貨幣史究明の重要資料として、食貨志の錢幣および会子の巻が研究されてはいる。しかし、これを「新法」の経済政策の一側面として解明する試みは、私の寡聞のせいかわらぬが、未だなされていない様に思う。

いわば、従来別々に研究されてきた「新法」の経済政策的特徴と、当時の貨幣事情とを重ね合わせて、新法がもつ貨幣政策的側面を描き出すことがこの小稿のねらいである。

I 北宋の貨幣事情

まず、北宋期の貨幣事情をうかがうこととしよう。

中国の貨幣は古い歴史をもつ⁸⁾。司馬遷は「農工商交易の路通じて、亀貝金錢刀布の幣興る。従い来る所久遠なり」と述べている⁹⁾。

秦の始皇帝が幣制を統一し、半兩錢（1兩は斤の1/16）を鑄て天下に流通させ

7) 宋史の食貨志は14巻に分れている。

宋史巻次	食貨	内 容	宋史巻次	食貨	内 容
173	上 1	農田	179	下 1	會計
174	2	方田・賦税	180	2	錢幣
175	3	布帛・和糶・漕運	181	3	会子・塩上
176	4	屯田・常平義倉	182	4	塩中
177	5	役法上	183	5	塩下・茶上
178	6	役法下・振恤	184	6	茶下
			185	7	酒・阮治・礬・香附
			186	8	商税・市場・均輸・互市舶法

以下すべて宋史は商務印書館、縮印百衲本二十四史により各巻毎に付せられたページ数を示す。なお難解語や固有名詞の解説は多く諸橋轍次「大漢和辞典」昭和35年5月によった。

8) 穂積文雄「支那貨幣考」昭和19年、3ページ以後。

9) 司馬遷「史記」、30巻、平準書、20ページ。

たこと¹⁰⁾は有名であるが、このことから推論すれば、統制されるべき「貨幣制度」が紀元前200年の当時すでに存在していたことになる。銭の形式を統一したことと同時に鑄造権を政府の特権としたことも重要である。漢の武帝は5銖銭(1銖は兩の1/24)を鑄た¹¹⁾が、重量・形式が好適であったので、以後久しい間、銭の標準スタイルとされた。早くもこの頃から私幣が出現し、中国貨幣史の重要な要素となり、後世「銭の弊は偽にあり」とされるに至る¹²⁾。唐の高祖は開元通宝を鑄造したが、重量2銖4釵(釵は銖の1/10)で、唐一代を通じて鑄造された¹³⁾。高宗は乾封泉宝と呼ぶ大銭を鑄造した¹⁴⁾。これは1個で開元通宝10個に相当する法的通用力を与えられていた。総じて唐代には、銭が広く通用したが、絹や金銀も交換手段として併用された。「貨幣価値の維持」は当時の重要問題の一つであり、貨幣量の増減を主とする通貨調節策が論議せられ、また実施せられた。その委細は、穂積文雄博士の「支那貨幣考」に明らかにされている¹⁵⁾。

さて、北宋期の通貨は銅銭・鉄銭など鑄貨を主とし、又、おもに四川省において紙幣が用いられた。

宋史食貨志によって鑄貨発行の状況を見ると次ページの表のとおりである。

神宗の時代、とくに王安石の新法の下での鑄貨発行額は、残念ながら宋史食貨志には見当たらない。神宗時代の貨幣に関係ある記事を拾ってみよう。熙寧4年(1071年)に、陝西転運副使皮公弼¹⁶⁾なる者が「当二銭(二銭銅貨)を発行¹⁷⁾して以来、名目価値と素材価値が接近し、盗鑄が衰退した」旨を奏言したが、これより後、折二銭(二銭銅貨)が全国的に流通するようになった。また京西転

10) 同上、21ページ。榷同「漢書」24卷、下、食貨志、下、2-3ページ。

11) 同上、2書、元狩4年(BC 119年)の条。

12) 穂積文雄、前掲書、83ページ。丘濬「大学衍義補」、27卷に「銭之弊在於偽、鈔之弊在於多」とある。

13) 劉昫等「旧唐書」、48卷、食貨志、3ページ。武徳4年(621年)の条。

14) 同上、乾封元年(666年)の条。

15) 穂積文雄、前掲書、通貨調節考、167-241ページ。旧唐書食貨志にみゆる通貨調節策、203-25ページ。

16) 宋史、180卷、食貨、下=錢幣、8ページ。

17) 仁宗時代「陝西で大銅銭・大鉄銭みな一をもって二に当てしめ盗鑄乃ち止む」という記事が同上、8ページにある。

北宋期における鑄貨発行状況

年 号		西 曆	通貨の呼称	年間鑄造額	
				銅 錢	鉄 錢
太 祖	初 年	960—	宋通元宝	万貫	万貫
太 宗	太平興國	976—83	太平通宝	30 ¹⁾	
	淳 化	990—4	淳化元宝 ²⁾		
	至 道	995—7	至道元宝	80	
真 宗	咸 平	998—1003	咸平元宝		
	景 德	1004—7		183	
	天 禧	1017—21	天禧通宝	105 ³⁾	21
仁 宗	明 道		明道元宝		
	宝 元	1038—9	皇宋通宝		
	慶 曆	1041—8	慶曆重宝		
	皇 祐	1049—53	皇祐元宝	146	27
	嘉 祐	1057—63	嘉祐元宝		
英 宗	治 平	1064—7	治平元宝	170	3
神 宗	熙 寧	1068—77	熙寧元宝		

注 資料：宋史，180巻，食貨志，下，2，錢幣。

「貫」は貨幣1,000錢の稱である。「緡」も同じ。ぜに1,000個を緡(さしなわ)にさし貫いて單位としたところから1貫または1緡と呼ぶ。

- 1) 太平興國8年，材料銅81万斤，鉛26万斤，錫16万斤，宋代の1斤は597グラム，日本の斤の1.004倍にあたる。
- 2) 淳化元宝は親書，真行草の3体あり。
- 3) 天禧末年銅錢4監・鉄錢3監あり，銅錢1千錢の材料は，銅3斤10両，鉛1斤8両，錫8両。
「錢監」は造幣廠にあたる官署。

運使¹⁸⁾の吳幾なる者が「錢監を増設し，錢重（貨幣の量が少ないため，その価値が大であること）の弊を緩和せん」と請い，神宗はこれを是としたが，王安石はこれを阻止している。しかし，その後，京西・淮南・兩浙・江西・荊湖の5路¹⁹⁾に錢監を置いて鑄造を始めた。京西・湖南は各15万緡，他の諸路は各10万緡を定額としているから，5路の合計60万緡となる²⁰⁾。少し遡って，英宗²¹⁾

18) 転運使は宋の官名で，各道の財賦を京師に転運する意。宋の太宗初めて諸道転運使を置き利権を総べしめた。後，辺防・盜賊・刑訟・金穀・按察のことを掌るようになった。

19) 宋史，15巻，神宗二，熙寧6年7月の条によれば6路となっている。

20) 注16)に同じ。

21) 趙曙 宋の第5代皇帝，在位4年(1064—7年) 年号は治平 宋史，13巻。

の治平年間には前掲の表にみるように170万緡の銅銭を発行していたので、これに新設5監の60万緡を加え、また既設の各銭監の増額分117万緡²²⁾を加えると、合計347万緡となる。これらの数字から、熙寧7年(1074年)の铸造額を推定すると、約350万緡となる。翌熙寧8年には、さらに河東に命じ銭70万緡および小銭30万緡を铸造させている²³⁾。これをさらに加算すると、熙寧8年の歳铸額は450万緡と推計される。元豊年代に入ってから、徐州に銭監を置いて、折二銭歳額20万緡を铸造させた記事²⁴⁾が見られる。恐らく元豊年間(1078—1085年)の歳铸額は500万緡前後に達したのではなかろうかと考えられる。もし、そうであるならば、平年度に比して、神宗の時代には3—5倍の铸貨を発行していたことになる²⁵⁾。

つぎに、铸貨の流通量に影響を及ぼす事象として「国外流出」および「熔解」についてうかがうことにしよう。

まず、太祖²⁶⁾は、宋通元宝を铸造したときには、銅銭を江南・塞外・南蕃諸国に持ち出すことを禁止し、持出し2貫以上は1年の徒刑、5貫以上は棄市(死刑に処し屍を市にさらす)の刑とし、密告者には賞を与えることとした²⁷⁾。太宗²⁸⁾の太平興国の頃、西北辺境地方の内属の戎人が貨帛の類と交換に銅銭を持ち出し器物に銷铸する者が多かったので、吏民に詔し、銅銭の持ち出しを禁止し、百以上は罪に論じ、5貫以上は朝廷に送ることとしている²⁹⁾。雍熙の初め(984年頃)には私铸の禁止をきびしくすると共に、京城の都民にして銅器を蓄

22) 宋史、食貨志、銭幣、9ページ。熙寧7年の条に惠州の永通阜民監は30万緡および折二銭50万緡、衢州の黎陽監は折二銭5万緡、西京の阜財監は10万緡、興州の濟衆監は7万2千緡、陝西の3銅銭監は各々5万緡それぞれ増額の記事がある。小計117万緡。

23) 同上、9ページ。

24) 同上、10ページ。

25) 前掲別表「北宋期における铸貨発行状況」によってみるに平年度概ね100—180万緡の発行量とみられる。従って350万、450万、500万という数字を3—5倍とみた。

26) 趙匡胤、宋の太祖、開国の帝。涿郡の人。周の禪を受けて帝位につき、宋一統の基を築く。在位17年960—75年。年号は3 建隆・乾徳・開宝。宋史、1-3巻。

27) 宋史、食貨志、銭幣、1ページ。

28) 趙匡胤、宋の第2代皇帝。太祖の弟、創業を輔けて功あり。在位22年 976—97年 年号5 太平興国・雍熙・端拱・淳化・至道。宋史、4-5巻。

29) 宋史、食貨志、銭幣、3ページ。

えている者は、2カ月以内に悉く官に差し出す様に命じた³⁰⁾。端拱元年(987年)には、私鑄と併せて好錢(良貨)の銷鎔も禁止している³¹⁾。仁宗は天聖(1023—30年)以来、銅錢を熔解して鍾や器物を鑄ることを禁止しているが、慶曆の初(1041年頃)には銅錢の持出を厳禁し、持出し千貫の者は死刑に処することとした³²⁾。同じ頃、契丹が鉄錢を鑄造し、中国辺境の銅錢と易えた記録がある³³⁾。

さて、神宗の代になって、熙寧7年(1074年)に旧来の法令を廃止した様で、以後銅錢の熔解と国外持出とが甚しくなった。張方平³⁴⁾はその状を述べて「辺関は重車にて出で、海舶は飽載して回^{かえ}る」と形容している³⁵⁾。さらに彼は言う。「銅錢は、もと中国の宝貨なるに、今はすなわち四夷と共に用う。又自ら銅禁(銅貨熔解の禁令)を廃罷し、民間の銷毀また弁ずべきなし。10錢を銷鎔すれば精銅1両を得、器用を造作すれば利を獲ること5倍なり。かくの如くんば則ち州ごとに鑪を置き、鑪ごとの産出量を増すとでも、わずかな益にて巨大な泄れにあてるが如し」と。彼はまた、この様に熔解や国外持出が進行した結果、「ちかごろ公私上下ともに銅錢の不足に悩み、百貨は通せず、人情は窮迫す、之を錢荒³⁶⁾と言わん」と述べている。

要するに、中国では大体銅の産出量が少ないために、銅錢の製造が少々増加しても、需要の急激な増加を消化しきれない。そこで大錢とか省陌錢とか低品位の悪錢とか、あるいは鉄錢とかいうように銅錢の不足を穴埋めする方法を長い間に考えつき、試行錯誤的に実行してきたわけである。貨幣額面とコストの差益を目ざして、私鑄錢が横行したことは、さきにもたとおりである。これら各種の補助的または代替的な貨幣については、紙幅の都合で省略したい。穂積文

30) 宋史、食貨志、錢幣、3-4ページ。

31) 同上、4ページ。

32) 同上、6ページ。

33) 同上、7ページ。

34) 南京の人。進士。官は參知政事・陳州の長官。宋史、318巻。

35) 宋史、食貨志、錢幣、10ページ。

なお、宋史には殆んど記録されていないけれども、宋錢が日本へ相当多量に持ち込まれたことは有名である。堀江保藏「日本經濟史」昭和24年10月、86、117、118各ページ参照。

36) 錢の不足に苦しみ悩む状を、荒年飢饉における穀物の欠乏にたとえて言う。

穂積文雄「支那貨幣考」70、99、126、171、269、270各ページ参照。

雄博士の「支那貨幣考」に、いずれも如実に描写解明せられている。

北宋の貨幣事情を問題とし、新法の貨幣的側面を明らかにするために、私は進んで紙幣について観察しなければならない。

宋史食貨志の錢幣の卷に「便錢」に関する記事がみえる。遠隔地間の送金為替的な性格のものであるが、紙幣の先駆的な形態とみることも出来よう。それはつぎのとおりである。

太祖の時、唐の飛錢³⁷⁾の故事を取り、民の錢を京師に入れ、諸州において便換するを許す。其の法は、商人、錢を左藏庫(國庫の名、錢帛・賦調などを掌る)に入れ、先に三司³⁸⁾を経て投牒(かきつけを差し出す意)し、すなわち庫に輸す。開宝3年(970年)便錢務を置き、商人をして錢を入れ務にいたり牒を陳せしめ、即ち輦して左藏庫に致し、給するに券を以てす。なお、諸州に勅し、凡そ商人、券をもちて至らば、当日給付せしむ。違う者は罰を科す。至道末(997年頃)商人、便錢を入れること170余万貫、天禧末(1021年頃)113万貫を増す。ここに至り、すなわち、また加饒の数³⁹⁾を増定して、これを行なう⁴⁰⁾。

便錢についての記述はこれだけである。進んで「交子」について見ることとしよう。交子については、宋史食貨志の「会子」の卷に述べられている。あまり長い文章でもないから、全文を紹介しよう。

会子交子の法は蓋し唐の飛錢に取るあり。真宗の時、張詠蜀に鎮たり。蜀人の鉄錢重くして貿易に便ならざるを患い、質劑⁴¹⁾の法を設く。1交1緡、3年をもって1界となして、これを換う。65年22界となす。これを交子と

37) 唐の憲宗の時、商賈の京師に至るもの、錢を諸道の進奏院および諸軍諸使・宮家に委し、輕裝をもって四方に趨り、券を合わせて、これを取る。飛錢と号す。(唐書、食貨志)。

38) 宋史職官志によれば、塩鉄使・度支使・戸部使をいい、國庫・稅務のことを総管する重要な地位を占め、錢穀・食貨の政令を司どった。

39) 千数料の意味。

40) 宋史、180卷、食貨志、下、2、錢幣、11ページ。

41) 交易・売買その他商事に用いる証券。

いう。

富民16戸これを主どる。後富民賃やや衰え、負う所を償う能わず、争訟息まず。転運使、薛田・張若谷「益州に交子務を置き、もって其の出入を権り、私造する者はこれを禁ぜん」と請う。仁宗その議に従い、界125万6340緡をもって額となす。

神宗熙寧の初(1068年頃)偽造の罪賞を立て、官印文書の法の如くす。河東は鉄錢を運ぶに労費し、公私これに苦しむ。2年(1039年)すなわち詔して交子務を州に置かしむ。転運司、その法行なわれれば、塩礬売れず、入中の糧草に害有るをもってす。遂に奏してこれを罷む。4年(1071年)また陝西に行ないて、永興軍塩鈔場を罷む。文言博その不便を言す。たまたま張景憲延州に出使して還り、また「蜀においては行なうべく、陝西には行なうべからず」という。未だ幾ばくならずして、ついに罷む。5年(1072年)交子22界、まさに易えんとす。しかるに、後界給用すでに多し。詔して更に25界のもの125万を造り、もって23界の数を償う。交子に兩界あるは、これより始まる。時に交子、給多くして錢足らず値大いに賤しきをいたす。既にして竟に実錢なく、法行なわれべからず。しかして、措置熙河財利の孫迪言す。「商人買販し利を官に牟り、かつ、鈔価を損せり」と。ここにおいて陝西交子の法を罷む⁴²⁾。

神宗時代までの「交子」に関する記述は以上のとおりである。

42) 宋史, 181巻, 食貨志, 下, 3, 会子, 1ページ。

付 北宋の貨幣事情として、ここには専ら宋史から引用した。貨幣が民衆の社会生活にどれ程溶け込んで実際に用いられていたかを知る一助として、やや時代は下る(約50年)か、水滸伝から貨幣の用例を拾ってみた。おおよそ新法の時代の貨幣事情が類推できると考えられるので、つぎに略記する。

- (1) 銅貨 小額の取引や賞金などに用いられている。当三錢(三錢銅貨)も額を出している。
例) 三千貫賞錢, (2回, 以下回の子を省略する)兩串銅錢(18), 当三錢(12), 寶錢十萬貫(55)。
- (2) 金銀 鑄貨としてではなく、地金として通用した。巨額の決済、贈答、価値の保蔵等に用いられている。
例) 把些零碎銀兩賞了(1), 衣服細軟銀兩(2) 一百兩花銀(2), 十兩銀子(2)。一錠十兩銀子(3), 白銀(4), 大銀(26), 絞銀(103), 白金(101)
二十兩金子(5), 一百兩黃金(21), 兩錠蒜朱金重二十四(56) 一盤金銀(59)。

この文章の中で、私は、とくに神宗の時代に着目し、貨幣史として重要な点を明らかにしておきたい。すなわち

- (1) 河東・陝西に交子を行なわんとして失敗したこと
- (2) 交子の発行額をにわかに倍増したこと
- (3) その結果、交子の価値の下落をまねいたこと

以上3点である。

Ⅱ 新法の経済政策

熙寧2年(1069年)、三司条例という機関が新設せられ⁴³⁾、王安石自ら陳升之と共に、これを主管することになった。財政改革の推進母体とも言うべきもので、現代日本の経済企画庁にも比せられようか。このことによって、王安石の政治改革の重点が奈辺にあるかが察知できるわけである。本稿の「はしがき」において見た、当時の政治・社会・経済的背景を想起すれば、新法が、財政・経済に関する改革をその中心課題とした理由が、理解せられるであろう。

つぎに、新法の経済政策の主要なものについて、主として貨幣経済的な視点からのアプローチを試みよう。

(1) 農田・方田の法

神宗の熙寧2年(1069年)、政府は諸路常平官を分遣し、もっぱら農田水利を担当させ、農業技術を勸奨して、農業生産性の向上をはかった。その成果として、水利田を興修すること、熙寧3年から同9年までの間に、府界および諸路にて合計10,793処、田361,178頃(1頃は100畝)にのぼった⁴⁴⁾という。元豊元年(1078年)には詔して、廢田の水利を開き、民力の役を給する能わざる者は「貸すに常平の錢穀をもってせよ」と命じた⁴⁵⁾。水利の開発には巨額の長期資金を要すべく、常平錢穀の貸与にも相当の資金を必要とすること 言うを俟た

43) 宋史, 14卷, 神宗本紀一, 8ページ。

44) 宋史, 173卷, 食貨志, 上, 1, 農田, 12, 13ページ。なお, 全国の農田面積は食貨志によれば, 治平年間に440万余頃となっている。

45) 同上, 13ページ。

ない。

農地を課税対象とするものに、方田均税法がある。これは土地を測量し、その肥瘠に応じ5等級の税を賦するものである。東西南北各1千歩の面積を1方とし、これにより「方田均税法」と称し、熙寧5年(1072年)から実施した⁴⁶⁾。これによって、従来の田賦の不公平を是正しようとしたのである。

(2) 青 苗 法

熙寧2年(1069年)三司条例司の建議により、青苗法を施行した。諸路の常平広惠倉の錢穀を源資として、営農資金を融通するものである。現物返済を建て前とするが、穀価騰貴の場合は、貨幣による返済も認め、2割以内の利息を徴する。貸付金額は、河北の場合、1等戸15千(錢)、5等戸で1千(錢)であった⁴⁷⁾。

青苗銭は、従来「兼併家」と呼ばれる資産階級——大地主・豪商など——の高利資本の餌食となっていた、小農民や零細農民を保護するところに、ねらいがあった。いわば中小農民の救済金融である。従って元本・利息の償還が子期したようにスムーズに行かなかったであろうことは想像に難くない。国庫蓄積資金の散布をもたらしめたことは、当然の帰結といわねばならない。

(3) 免 役 法

従来の差役法は人民を9等に分ち「衙前」はじめ各種の用役⁴⁸⁾に就かせるものであったが、用役の期間が長期化し、農事がなおざりになるなど、弊害が多かった。

王安石は初め、改めて募役法となし、戸毎に貧富をはかって5等となし、等級に応じて免役銭を負担させた。単丁・女戸・官戸などにも「助役銭」を負担

46) 同上、174巻、食貨志、上、2、方田賦税、1ページ。

47) 同上、176巻、食貨志、上、4、常平義倉、18-20ページ。なお、大宋宣和遺事によれば、貸付額は1等戸15貫文、2等戸10貫文、3等戸5貫文、4等戸1貫5百文、5等戸1貫文となっている。また、当時地主等が小作人に貸出す利率は1季(植付期から収穫期まで)6-10割であったという。

48) 衙前……………官物を主どる。
 里正・戸長・郷書手……………賦税を監督する。
 香長・弓手・壮丁……………盗賊を逐捕する。
 承符・人力・手力・散從官……………使役を給する。

させた。これらを資金として、政府が、定業の無い者を別に募って用役に充てる、これが免役法の要旨である⁴⁹⁾。

(4) 市 易 法

市易法は、漢の平準⁵⁰⁾をモデルとするものである。政府は、熙寧5年(1072年)に、内帑の錢帛を出資して、京師に市易務を置いた。これより先、魏繼宗なる者が、「京師百貨常価なく、貴賤相傾き、富は能く奪い、貧は能く与う。……今、富人大姓、民の急に乘じ利を牟ること数倍、財既に偏聚し、国用亦屈す。請うらくは、榷貨務の錢を借りて常平市易司を置かん。通財の官を択んでその責に任じ、良買を求めて、之が転易を為す。審かに市物の価を知らしめ、賤しければ増価して之を買い、貴ければ損価して之を売り、因って余息を収め以って公上に給せん」と建言した。これを容れて、政府は、京師に市易務の官を置き、凡そ財貨の買うべきもの及び民間の滞貨は、その価格を引き下げて買い入れ、他方官物を買わんと願う者には、その貨物を抵当として資金を貸付けた。返済期限を厳にし、半年で1割、1年で2割の利息を徴した。内庫の錢100万緡および京東路の錢87万緡をもって、その資金とさせた⁵¹⁾。

(5) 均 輸 法

均輸法もまた、漢の均輸をモデルとするものである⁵²⁾。熙寧2年(1069年)、制置三司条例司の建言にいう「今、發運使は6路の歳入を統ぶ。その職、茶・塩・礬・酒の税を制置するをもって事と為す。軍費・国用の多く給を仰ぐ所なり。宜しく仮すに錢貨をもってして、その用度に資し、6路財賦の有無を周知し、之を移用せしむべし。凡そ糶買・稅斂・上供の物、皆貴を徒して賤に就き、近きをもって遠きに易えるを得しめ、預め中都の帑藏、年支見在の定數、および当に供弁すべき所を知らしめ、以って隨時交易蓄買して、上令を待つを得ば、稍や輕重斂散の權を収め、之を公上に帰し、而して其の有無を制し、もって転

49) 宋史、177卷、食貨志、上、5、役法、上、1-6ページ。

50) 拙稿、「散不足」と「聚不足」1、「經濟論叢」第86巻第5号、昭和35年11月、72ページ参照。

51) 宋史、186巻、食貨志、下、8、市易、8ページ。

52) 注50) 参照。

輸に便ならしめば、労費を省ぎ、重斂を去り、農民を寛かにし、国用足り、民財置なからざるに近からん。」と。神宗これを採択し、本司に詔し、条例を具して、以って聞す。しかして、発運使薛向をして均輸平準の事を領せしめ、また内蔵の錢500万緡と、上供米300万石を賜う⁵³⁾。とある。

市易法および均輸法は商業政策である。従来大都市の豪商たちが力を得て、中小企業を圧迫するとともに物資の価格を操作して、巨利を博する傾向があった。そこで、中小商工業者に金融の便を与えるなど保護・育成をはかるとともに、政府自ら市場に出動して政府所要物資の調達を容易にし、あわせて物価の安定を期するという、漢の武帝時代の均輸平準の政策を踏襲したものである。

Ⅲ 新法経済政策に対する諸家の批判

新法に対して、各方面から寄せられた批判の中から、経済政策に関する部分を抽出してその要旨を述べてみよう。

(1) 司馬光 (1019—1086, 旧法党の首領)

青苗について。富者は借用を望まない。しかし役人は無理にも貸付を割当て⁵⁴⁾、貧富の人民に相互に保証させる。その結果、貧者は逃散し、富者は保証の責任を問われ、10年もすると貧富となく人民は傷つけられる。貸付資金となった常平倉も欠乏を来し、軍事や飢饉に備えるという常平本来の目的を阻害される⁵⁵⁾。

(2) 蘇軾 (1036—1101, 号東坡。北宋の文人)

免役について。差役と免役とは各々利害がある。免役の害は民財を培斂し10室のうち9室を空しくする。上に聚斂して下に錢荒⁵⁶⁾の患を起す。

均輸について。商買のことは曲折して行ない難い。今官を設け吏を置くに、簿書・俸禄の費だけでも多く要る。良品でなければ売れず、財貨でなければ流

53) 宋史, 186巻, 食貨志, 下, 8, 均輸, 16-17ページ。

54) これを抑配という。宋史, 15巻, 神宗本紀熙寧3年の条に「詔諸路散青苗錢禁抑配」とある。

55) 宋史, 336巻, 司馬光列伝, 10ページ。

56) 注36) 参照。なお、司馬光列伝にも「光曰東南錢荒而粒米狼戾」とある。

通しない。官業のコストは民業よりも必ず高くつく。商売の利益は簡単に得られるものではない。朝廷から供与された500万緡の資本も、回収不能に陥いるであろう。たとい、いくばくかの利益があがっても、商税の減少分の方が大きいであろう⁵⁷⁾。

(3) 梁啓超 (1873—1928, 清末民国初の学者・政治家)

古今東西の政治家はみな干渉を手段としている。「干渉」は小国に施して易く、大国に施すは難しい。中国の歴史で、一つの朝代が勃興する当初は必ず脅威を用い、その後数代を経過すると必ず放任をもって政策とする。脅威と放任の中間が干渉である。王安石の時代および土地において、彼の政策を実行することは至難のことであった。その成果が大きくなかったのは当然である。なお、失敗の一因は人材を得なかった点にある⁵⁸⁾。

(4) 漆俠 (現代中国の歴史学者)

変法派は、人民群衆が歴史の運命を決定する根本勢力であることを見抜くことが出来なかった。彼等はごく極られた範囲内で人民に譲歩したにすぎない。彼等は封建統治を強固にする立場から出発し、従って根本的に人民と結合し、真正に人民の利益を代表して改革を進行することが出来なかった。この様な根の弱いものであったから、反動的地主集団の衝撃に遭うやいなや、失敗に終わってしまった⁵⁹⁾。

「銭荒」は熙寧初年以前において、確かに一つの客観的に存在した社会現象であった。金銀とくに銀が、宋代の社会では比較的広汎に流通し使用されていた。熙寧年間における銅銭の大量鑄造と、国家の各種物資の調達、青甌銭の貸出等、銅幣が庫蔵から流出し「銭荒」問題の解決に役立たざるを得なかった⁶⁰⁾。

(5) 劉紹輔 (現代中華民国の経済史学者)

57) 宋史, 338巻, 蘇軾列伝, 6-10ページ; 同上, 186巻, 食貨志, 下, 8, 18ページ。

58) 梁啓超「王安石評伝」45-6ページ。

59) 漆俠「王安石変法」1959年, 235ページ。

ソヴェト大百科事典「中国史」, 1955年, 山田茂勝訳に、「王安石は、大封建領主、富んだ高利貸や商人に反対して活動するにあたり、人民の支持をもとめなかったので失敗した」とある。

60) 同上, 167ページ。

農田水利・均輸・青苗・市易の諸制度は、皆生産を増加し、人民の負担を軽減し、豪強壟断の利を抑制することを目的とする。故に「民と利を争うもの」と言うことは不可である。もし現代経済思想から言えば、殆んどいわゆる統制経済 (controlled economy) の一形態に近いであろう。

その政策の精神が、中国伝統の放任主義とマッチせず、また士大夫階級の既得権と衝突したが為に失敗に帰したとはいえ、宋の頽勢を挽回し、豪強富家を抑制し、進んで一個の、兼併を裁抑し上下俱に足るの社会を造作せんとした用心は周到である。したがって、王安石は我国特出の政治家兼経済家である⁶¹⁾。

(6) 市村瓚次郎

新法の実施に際し、比較的正直の人物は反対側に立ったので、己むを得ず、迎合の士、智巧の人を用いざるを得なかった。故に青苗法の貸付や市易法・免役法等の実行に際し、その任に当るものが、公益を借りて私利を図るもののあるは怪しむに足らぬ⁶²⁾。

(7) 内藤虎次郎

王安石の国勢振興策は、兵を強くすることであるが、強兵には金を集める必要がある。殊に当時の民間は、永い太平のために貧富の懸隔を生じて来て居って、非常な不平等な社会状態になって居た。之を一種の社会的政策の考で改革せんとするのである。……従来の消極政策に対して積極政策である。その趣旨においては……確かに良い政策である。ただそのためには、その実行に当って、官吏に私なく、人民に努力心のあることが必要である。然るに積年の習慣で、官吏は廉潔でなく、人民も進取的でない。かかる官吏・人民の素質を考へずに、進歩した方法を用いたのが、後米の議論となった所以である⁶³⁾。

(8) 佐伯 富

王安石の時代を中心にして、近世社会といふものが固定してしまつた。富豪と貧者との対立せるような社会……かかる弊害を積極的に而も合理的に改革し

61) 劉紹輔「中国経済思想史」民国49年、238ページ。

62) 市村瓚次郎「東洋史統」, 卷二, 昭和15年, 528-9ページ。

63) 内藤虎次郎「中国近世史」昭和22年, 123ページ。

ようとしたのが王安石の新法である。併し、新しい社会の進むべき方向は、この時日に決定的になつてゐた。即ち富豪の政治・社会に対する支配権といふものは、この時日に確定していた。……士大夫階級は……彼等の階級自体を保全し、その階級の利益を独占し、享受しようとするれば、ゆきすぎた自覚による改革には左袒することが出来ない。かかる点に王安石が後世の士大夫階級から悪評せられる要因が潜んでゐるのである⁶⁴⁾。

(9) Owen Lattimore

かれ（王安石）が、けんめいに取り組み、そして結局敗退しなければならなかった問題が、農民の生活および収入の支配を、地主階級から、この階級の構造をそのまま破壊することなしに、政府の手へ移すことであった……王が目標としたものは、国家による所有権ではなく、官僚による支配の独占であった。そして王をして敗退せしめたものは、ほかでもない、公生活では、国家の使用人でありながら、私生活では、地代を取り立てる地主である人間が余りに多過ぎたという事実そのものだったのである⁶⁵⁾。

以上、王安石の新法に関する古今東西諸家の見解・批判の一斑を抜粋したのであるが、まさに十人十色、それぞれの立場なり識見の深さなりが特徴的に現われていて、教示せられるところが多い。貨幣経済そのものは余り対象として把握せられていないが、しかし、蘇軾、漆俠、そして司馬光も「錢荒」の現象をキャッチしていることは流石である。

む す び

王安石の新法は、一言にしていえば「社会政策を加味した富国強兵策」ということになろう。保甲法・保馬法などにより強兵を実現するには、財政を強化しなければならぬ。財政再建をはかるためには、冗官冗兵を整理し奢侈的な

64) 佐伯富「王安石」昭和16年、153、154、156ページ。

65) Owen Lattimore, *China: A Short History*, 邦訳〔岩波新書版、小川修訳〕。

支出を抑制するなど緊縮策も必要であるが、租税負担者を培養育成して歳入の確保、進んで増収を期する積極策も必要である。この様な趣旨から、農業経済政策として、(1) 農田・方田の法、(2) 青苗法および(3) 免役法を実施し、技術・資金・労働力の三面から農家の保護育成をはかった。また商工業経済政策として、(4) 市易法および(5) 均輸法を実施して、金融面から中小商工業者を助成するとともに、商業の一部を国営に移したのである。このような施策は、当然大地主や大商人の利害と衝突し、宗室や官僚たちの利害と相反することが多い。これらの有力な、当時の支配層を形成する階層の反対に遭ったことは、新法の継続をはばむ最大の原因であったといえよう。そのほか「諸家の批判」にみられるように

- 1 政策担当者の不適格、人材難
- 2 人民の要求への不適合
- 3 官営商業の困難・非能率
- 4 政策実施の場のスケールの過大
- 5 中国伝統の放任主義との背反
- 6 人民における進取の気象・努力心の不足
- 7 社会構造の変化、貧富の懸隔と支配階級の勢力の増大

など、いろいろの原因が指摘せられる。だが、新法が結局不成功に終わった原因として私はもう一つ付け加えたい。それは貨幣政策の不在である。

中国の貨幣は秦漢以来 10 世紀、さらにそれよりも古い歴史をもっていた。新法の当時、通貨としては銅銭・鉄銭・紙幣（交子）あり、さらに金や銀も秤量貨幣として流通していた。これら各種の通貨が、それぞれ時間的空間的に特殊の流通圏をもちながら全体として当時の経済生活——社会および個人の——の重要な要素として貨幣の機能を果していた。この貨幣の機能について、王安石はじめ当時の政局担当者たちは正しい認識を持っていたであろうか。貨幣の論理を理解していたであろうか。

大衆の日常生活に浸透密着していた銅銭を増鑄して、銭の不足を充足しよう

との吳幾の意見を却下したのは王安石であった。銅銭の熔解および国外持出の禁を解いたのは熙寧7年のことであった。漆俠氏は熙寧年間に銅銭が大量鑄造されて「銭荒」状態の解決に役立ったという。だが、国家による物資調達、青苗銭の貸出・回収などの過程を通じ、果して銅銭の庶民の間の流通量が増したか否か。私は銅銭の流れを考察すれば、蘇軾が言うように「銭荒」は余り改善されなかったと思う。

交子についても、河東や陝西に行なわんとして少時にしてまた廃止したのは、いかにも無計画である。蜀の交子の発行を熙寧5年に急に倍增したのも、余りに不用意である。経済的必要に応じてではなく、軍事的必要に迫られて、兌換準備もろくにしないで増刷したのであるから、交子に対する社会的信認が動揺減退し、その価値が下落したのは理の当然である。

青苗法・市易法・均輸法等の実施に当っては、それぞれ或いは長期の、或いは短期の資金を必要とするが、それぞれにマッチした資金調達が適切に行なわれたとは思われない。常平義倉など過去の蓄積分の喰いつぶしに依存することが多かったようである。要するに各種通貨について、その需給関係、流通量増減の経済各分野に及ぼすべき影響等に関する配慮が欠けていたように思う。

王安石自身、仁宗皇帝に対するいわゆる 万言書の中で、「臣の財利に於けるや固より未だ嘗て学ばず」と述べている⁶⁶⁾。まさにその通りで、当時の實際生活から遊離していた儒教を指導原理とし、先王=堯舜の道を理想とし、周の礼を規範として考究した新法である。貨幣についての認識理解を要求し、貨幣政策の導入を望むのはむしろ「木に縁って魚を求む」の類であるかも知れない。しかし、社会は進歩していた。私はここに新法挫折の有力な一因を見出すものである。

66) 王安石撰「臨川先生文集」39巻、書疏、上仁宗皇帝言事書、中華書局、1959年版、417ページ。